災害時における物資供給に関する協定

岡山県警察(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における警察活動に必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項 を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、次の場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。
 - (1) 岡山県内において災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合
 - (2) 岡山県外において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、当該区域を管轄する都道府県警察への派遣が見込まれる場合

(調達物資の範囲)

- 第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
 - (1) 別表に掲げる物資
 - (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は、災害時物資供給要請書(別記様式第1号)により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資供給の協力)

- 第5条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
- 2 乙は、物資の供給を完了したときは、速やかに物資供給完了通知書(別記様式第 2号)により甲に通知するものとする。ただし、文書をもって通知するいとまがな いときは、電話等で通知し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の引渡し等)

- 第6条 物資の引渡場所及び日時は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲と乙が協議して決定する。
- 2 甲は、物資の引渡しに当たっては、当該指定地に職員を派遣し、物資を検査の上、 引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

- 第7条 乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、甲と 乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の請求及び支払)

- 第8条 乙は、物資の供給に要した費用にかかる適法な支払請求書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払 うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を 行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の 上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、契約締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1 通を保有する。

平成29年2月15日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県警察本部長 警 視 監 西 郷 正 実

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
工具類	剣先スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、
	金づち、くわ、チェンソー、電動ハンマードリル、発電機、
	投光器、燃料携行缶、ホースリール、スコップ
食料品	飲料水、簡易食料(即席カップ麺など調理不要のもの)
食器類	割り箸、紙コップ、紙皿、やかん
寝具類	毛布、布団
日用品	乾電池、懐中電灯、ビニールシート、標識ロープ、タオル
光熱材料	カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ
その他	簡易トイレ